10　法第五条の三第四項第五号の承認を受けようとする者は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を記載した申請書にその者が法第五条の二第五項第七号に規定する外国口座管理機関である旨を法第五条の三第四項第二号に規定する特定振替機関（以下この項において「特定振替機関」という。）が証する書類その他財務省令で定める書類を添付して、これを当該特定振替機関を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

11　前条第十三項及び第十四項の規定は、前項の申請書の提出があつた場合について準用する。

12　特定振替社債等につき法第五条の三第四項第五号の承認を受けようとする者が法第五条の二第一項に規定する振替国債につき同条第五項第四号の承認を受けている場合における第十項の規定の適用については、同項中「その他財務省令で定める書類」とあるのは、「及び法第五条の二第一項に規定する振替国債につき同条第五項第四号の承認を受けていることを証する書類」とする。この場合において、同項の申請書の提出があつたときは、その提出の時において法第五条の三第四項第五号の承認があつたものとみなす。

13　特定振替社債等につき法第五条の三第四項第五号の承認を受けようとする者が法第五条の二第一項に規定する振替地方債につき同条第五項第四号の承認を受けている場合における第十項の規定の適用については、同項中「その者が法第五条の二第五項第七号に規定する外国口座管理機関である旨を法第五条の三第四項第二号に規定する特定振替機関（以下この項において「特定振替機関」という。）が証する書類その他財務省令で定める書類」とあるのは「法第五条の二第一項に規定する振替地方債につき同条第五項第四号の承認を受けていることを証する書類」と、「当該特定振替機関」とあるのは「法第五条の三第四項第二号に規定する特定振替機関」とする。この場合において、同項の申請書の提出があつたときは、その提出の時において法第五条の三第四項第五号の承認があつたものとみなす。

14　前条第二項から第六項まで、第九項、第十項、第十五項、第二十項から第三十一項まで、第三十三項から第三十八項まで、第四十項から第四十四項まで及び第四十七項から第四十九項までの規定は、法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第二項、第四項、第六項から第八項まで、第十項から第二十項まで及び第二十二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前条第二項	
第五条の二第一項の	第五条の三第一項の
同項第二号イに規定する振替国債所有期間明細書（第五項から第七項までにおいて「振替国債所有期間明細書」という。）又は同号ロ	同項第二号
振替地方債所有期間明細書（	書類（
「振替地方債所有期間明細書」	「所有期間明細書」
第五条の二第一項第一号	第五条の三第一項第一号
同項第二号イ又はロ	同項第二号
同号イ又はロ	同号

前条第三項	
第五条の二第一項第一号	第五条の三第一項第一号
第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十一項	第五条の二第十一項
「特定振替社債等	「振替国債等
前条第三項第一号	
特定振替社債等	振替国債等
第五条の二第一項	第五条の三第一項
第五条の二第五項第四号	第五条の三第四項第五号
同項第五号	同項第六号
第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十五項	第五条の二第十五項
法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項	同条第十六項
前条第四項	
特定振替社債等	振替国債等
前条第五項	
振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書	所有期間明細書
前条第六項	
振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書	所有期間明細書
第五条の二第一項第二号イ又はロ	第五条の三第一項第二号
前条第九項	
第八項において準用する次項又は第十項	第十項
これらの規定	同項
振替国債所有期間明細書若しくは振替地方債所有期間明細書	所有期間明細書
これらの書類	当該書類
同条第一項第二号ロ	法第五条の三第一項第二号、特定振替機関（同条第四項第二号に規定する特定振替機関（以下この項及び第三十七項において「特定振替機関」という。）
同号ロ	同条第一項第二号
振替地方債所有期間明細書	所有期間明細書